

編集・発行

流山市農業委員会からの お知らせ(第11号)

平成26年1月1日
流山市農業委員会事務局
流山市平和台1-1-1
TEL 04-7150-6102



久兵衛農園株式会社のみなさん

久兵衛農園株式会社は、平成24年秋頃から法人設立に向け準備を行い、平成25年9月には市の助成事業を活用し法人が設立され、現在は農業生産法人として、トマトの生産、加工、販売の事業を展開しています。

経営者から今後の抱負として、次のコメントが寄せられました。

「経営規模拡大を目指し法人化しました。規模拡大に必要な資金や労働力、作物をコンスタントに栽培する技術力、新たな販路などを得るための第一歩と考えています。

幼いころに、つくば万博で観たハイポニカのトマトを今も覚えています。

現在ではオランダなどでさらに技術は発展していて、それが今の私の目標になっています。

今はまだ規模は小さいですが、所有している農地を十分に活用できるように頑張ります。」

平成25年度農地利用状況調査を実施 農地を所有している方は、適正な管理を！



農業者の高齢化や後継者不足などから、大切な農地が耕作されず遊休化している場合が少なくありません。

このため、農業委員会では、10月の間、農地の実態把握と遊休農地の発生防止・解消対策を目的として農業委員が地域を巡回し市内農地の利用状況について調査を実施しました。

調査の結果、農地の適正な利用が行われていない所有者の方には、農地の有効活用のための意向確認又は指導を行ってまいります。

農地の所有者が耕作できない場合には、市が行っている利用権設定等促進事業を利用して、耕作面積を拡大したい農業者などへ貸付けをすることを推進していきますので、農業委員会まで御相談ください。

遊休農地とは……過去1年以上作物の栽培が行われておらず、かつ、今後も引き続き耕作の目的に使用される見込みのない農地

利用権設定等促進事業について

利用権設定等促進事業とは、農地の有効利用と経営規模の拡大を目的として、市が関与し農地の貸借を円滑に進めるための制度です。

具体的には、農地の貸借契約書等に代わる、農用地利用集積計画書を市が作成し、それを公告することによってその効果が発生します。

なお、農地の貸付けを行った場合は、貸借期間の満了とともに農地の返還を受けることができるため、安心して農地の貸し借りができるものです。

※ 申出手続き

農業委員会事務局及び農政課にある「農用地利用集積事前協議申出書」に記入の上、農業委員会事務局へ提出してください。(農業委員の仲介が必要となります)

借りたい方:年間60日以上農業に従事し、30アール以上の農地を耕作することなどが条件となります。

貸したい方:貸すことができる農地は、市街化調整区域内にあることが条件となります。また、貸す農地が経営移譲年金を受けるために後継者へ使用貸借等をしている特定処分対象農地でないことなどが条件となります。

詳しくは、農業委員会事務局、地元農業委員、または、農政課へお問合せください。

平成25年賃借料情報 (1) 田(水稻)の部

締結(公示)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
流山市全域	13,100 円	22,000 円	5,800 円	69

平成25年1月から平成25年12月までに、締結(公示)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、左のとおりです。

※ 賃借料を物納支給(水稻)の場合は、玄米30kg当たり6,000円に換算しています。

データ数は、集計に用いた筆数です。

(2) 畑(普通畑)の部

締結(公示)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
流山市全域	16,800 円	23,700 円	10,000 円	58

※ 賃借料情報は、農地の賃貸借をする場合の目安となるよう、賃借料の情報を提供するものです。あくまでも目安ですので、対象となる農地の条件等により当事者間の話し合いを通して、適正な金額を決めてください。

農地転用許可等の申請手続きについて

農地転用許可申請等の農業委員会総会審議案件については、必ず申請書等受付の前月末日までに農業委員会事務局に事前相談をお願いします。(申請書及び添付書類の写しを提出してください。)事前相談後に、関係書類の事前審査を行います。

事前審査を受けた案件の受付期間は、翌月の6日から10日(土・日・祝日を除く。)となります。

受付期間を過ぎますと、翌月扱いになりますので、ご注意ください。

納税猶予を受けている農地について

農地の相続税及び贈与税の納税猶予については、扱いが厳しくなっています。

農地の適正な利用が行われていないと判断された場合(耕作が行われていない。農地以外に利用されているなど)には、納税猶予が打ち切りとなります。

納税猶予が打ち切りとなると、猶予されている税額に、利子税が加算され納付することとなります。

農地の適切な管理をお願いいたします。

農地を相続したときは届出が必要です

平成21年の農地法の改正により、農地を相続により取得したときは、農地のある市町村の農業委員会に、届出をすることになりました。

実際に営農をしていなくても届出が必要となりますので、ご注意ください。

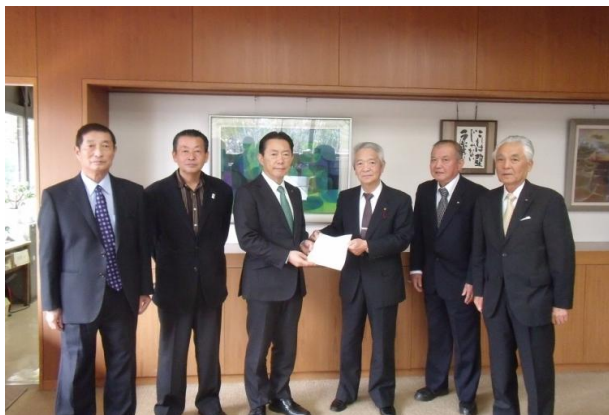
[届出が必要な時]

相続、法人の合併・分割、時効等で農地法の許可を受けることなく権利を取得した時です。

[届出の時期]

権利取得を知った日から、概ね10か月以内です。

平成26年度流山市農業施策についての建議書を提出しました



平成25年11月11日、本市農業委員会を代表し、高市会長、石井会長職務代理者、総合農政検討委員会青野委員長、豊島副委員長及び中村委員から、井崎市長に「平成26年度流山市農業施策についての建議書」を提出しました。

今年度は、「流山市後期基本計画」に位置付けられた都市型農業に対応した農業経営の安定と振興のため、7つの個別施策を柱に各地域の農業委員が、農業者からの意見・要望を取りまとめ慎重に検討をいたしました。この結果、各個別施策の推進にあたり、27項目の実現に向けた措置をとられるよう建議しました。

(全文別紙のとおり)

平成26年農業委員選挙人名簿登載申請について 今年「農業委員会委員一般選挙」が予定されています。

「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」を提出していただく時期になりました。農業委員の選挙人および被選挙人としての資格があることを確認するための大切な手続きです。この申請書を提出されないと選挙人名簿に登載されず、農業委員会委員選挙で投票することが出来なくなります。

選挙人名簿への登載申請書の提出期限日は、平成26年1月10日(金)です。

[提出方法]

申請用紙に必要事項を記入し、同封された返送用封筒に封入のうえ、郵送にて提出してください。

[対象者]

- ・市内に住所を有する20歳以上の方(平成6年4月1日までに生まれた方)で、
 - ①10a以上の農地を耕作している経営者
 - ②①と同居の親族またはその配偶者で、年間60日以上農業に従事している方
 - ③農業生産法人の組合員、社員または株主で、年間60日以上農業に従事している方



全国農業新聞を購読してみませんか

毎週金曜日発行
B3版8~10頁建
購読料:月600円
[送料、税込み]

しっかり積み立て、がっちりサポート
安心で豊かな老後を

農業者年金

国が支える。安心が大きくなる
担い手積立年金

農業者年金に加入しましょう。

保険料は、月額2万円から6万7千円まで。ライフプランに合わせ保険料を自由に選択できます。